

(広告第2号様式)

川崎市 広告募集説明書 (印刷物広告媒体資料)

募集件名	「教育だより かわさき」広告募集			
募集の内容	教育委員会広報誌として年3回(7・11・2月)、小・中・特別支援学校の児童・生徒及び保護者等に対し配布している「教育だよりかわさき」の裏表紙のスペースに掲載する広告枠の販売です。発行部数は1回あたり115,000部。今回の募集は1年(1枠×3回)分です。 別添「広告掲載仕様書」のとおり広告を掲載することができます。 広告の掲載を希望する事業者様又は広告代理店様は、別紙申込書により期間内にお申込みください。			
発行部数	115,000部×3回(7・11・2月)			
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
申込資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。			
選定基準	最も高い金額を提示した者を選定します。			
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。			
	期間	令和7年4月1日	から	令和7年5月2日 17時 まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。		
申込み	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。			
	期間	令和7年4月1日	から	令和7年5月2日 17時 まで
	方法	下記担当まで、直接持参、FAX又はメールにて。		
担当部署	教育委員会事務局教育政策室企画担当			
	所在地	〒210-0004 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎		
	電話・FAX	電話	044-200-3244	FAX 044-200-3950
	eメール	88seisaku@city.kawasaki.jp		

【添付資料】 なし あり (広告掲載仕様書、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書 等)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページで御覧になれます。

(広告第2号様式)

広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

1 印刷物の概要

名称	「教育だより かわさき」		
規格	判型	A4判	
	ページ	16ページ	
発行部数	115,000部(1回あたり)		
発行頻度	年3回		
発行月	7・11・2月		
配付期間			
配付エリア	川崎市内		
配付対象者	川崎市立小学校・中学校・特別支援学校に通う児童・生徒とその保護者、市民活動団体等		
内容等	本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報		
配付方法	教育委員会が契約した印刷業者が各学校へ納品後、学級担任から各児童・生徒へ配布。 各行政機関等に設置された情報コーナー等で配布。		
発行元	教育委員会事務局教育政策室企画担当		



2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠・税抜)
裏表紙 下部スペース	縦70mm×横195mm	1枠	4色	250,000円 ※別途消費税が加算されます。

広告掲載が望ましくない業種・内容	川崎市広告掲載基準第3条、第4条に加え、次に掲げる業者の広告 (1) 私立学校、学習塾及び珠算・英会話・書道・音楽・絵画・バレエ・スポーツ教室等の業種、その他これらに準じるもの (2) 教科用図書、辞書、学習参考書及び問題集の発行者、その他これらに準じるもの (3) その他、子どもの健全育成の観点から好ましくないもの及び教育委員会が発行する広報誌の公共性、品位及び信頼を損なう恐れがあるもの			
入稿締切	発行日の1月前	午前10時まで	入稿形態	電子データ
留意事項	※ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※ 広告料には、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ※ 入稿前に原稿内容の審査を受けてください。 ※ 完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。 ※ 原稿内に、広告である旨を明記してください。			